

## 第 2 号議案 外部理事の報酬等

### 外部理事の報酬等

定款第 26 条に定める外部理事の報酬の総額の上限は、1 人当たり年間 50 万円とし、その範囲内で、理事会で定める基準により支給する。

以 上